

議員提出議案

意見書・決議(要旨)

第4回定例会では意見書12件、決議1件を可決し、議長名で関係行政庁へ提出しました。要旨は次のとおりです。

ハッ場ダム建設事業の早期完成を求める意見書

ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場において、洪水調整、新規利水、流水の正常な機能の維持の面から、ハッ場ダムが最も有利であることが国から示された。

一、ハッ場ダム建設が最も有利であることが明確に示された今、この検証結果を最大限尊重し、直ちにダム本体工事に着手するとともに、基本計画どおり平成二七年度までにハッ場ダム建設事業を完成すること。

二、地元住民の生活再建事業を早期に完成させること。

APECでのTPP交渉参加表明に抗議する意見書

総理は一月のアジア太平洋経済協力会議(APEC)首脳会議において「環太平洋経済連携協定(TPP)交渉参加に向けて各国と協議に入る」と述べ、事実上の交渉参加を表明した。その後、TPP交渉参加にあたって国会審議における閣僚間の答弁の食い違いや、日米両国政府の発表に矛盾が生じる等、TPPを巡る混乱に拍子がかかっている。

政府が交渉参加に踏み切ったことは極めて遺憾であり、本議会は政府のTPP交渉参加表明に、断固抗議するものである。今後、政府は情報を分かりやすく国民に説明するよう強く求める。

東京都立の学校教育機関における放射能対策を求める意見書

児童生徒を放射性物質の汚染から守るために、次の対策を求めます。

東京都立の特別支援学校や高等学校などの学校施設の空中放射線量の測定、及び高線量箇所土壌の放射性物質の含有量の測定、及びそれらの結果を公表することを求めるとともに、その土壌の除染措置を求めます。

さらに、その特別支援学校において提供する学校給食の放射性物質の測定とその結果を公表することを求めるとともに、より安全、安心できる食材(牛乳などを含む)が提供されることを求めます。

東京都知事ほか一件あて

サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書

わが国の重要な情報がサイバー攻撃で海外に流出することは、国益に大きな損失をもたらすおそれがある。政府が一体となってサイバー攻撃・情報保全対策を構築することが求められる。

一、国家の安全保障の観点から、情報保全の基本戦略を早急に構築すること。

一、防衛省は、わが国の防衛調達に関する情報管理、保秘体制を強化すること。

一、政府は重要な社会基盤に対するサイバー攻撃の可能性を評価・検証し、地方自治体に対するサイバー攻撃対策に早急に戦略を構築すること。

一、官民一体となった情報保全対策を構築すること。

内閣総理大臣ほか六件あて

原子力発電所の警備に関する意見書

原発の安全対策は自然災害のみならずテロ対策も重要である。しかし、わが国の法体系、警備体制は十分とは言えない。よって、国会及び政府に左記事項について早急に検討し実現するよう強く求める。

一、「成田国際空港警備隊」を参考に、警察に新たに「原発等警備隊」を創設するなど、警備体制の充実を図ること。

二、自衛隊の任務に原発施設等の警護を加える自衛隊法の改正を行うこと。

三、海上からの攻撃に対処するため、海上保安庁と海上自衛隊の連携を強化すること。

四、警察・自衛隊と周辺自治体を加えた防護訓練を実施すること。

内閣総理大臣ほか七件あて

「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書

世界の国々は大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し政府主導のもとに震災救援に対処している。我が国の様に平時体制で国家的緊急事態を迎えると、自衛隊、警察、消防等の初動態勢、部隊の移動、私有物の撤去等に手間取り救援活動に支障を来し被害が拡大する。憲法の前文は、外部からの武力攻撃、テロや大規模自然災害を想定した「非常事態条項」が明記されていない。中国漁船尖閣事件、ロシア閣僚級の北方領土の訪問、北朝鮮核ミサイルの脅威等、国民の生命、財産、安全を脅かしている。よって「緊急事態基本法」を早急に制定される様、強く要望する。

内閣総理大臣ほか六件あて

第三二回オリンピック競技大会及び第一六回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議

一九六四年の東京オリンピックが、終戦の焼け野原から復興したエネルギーを世界に示したように、二〇二〇年オリンピックを東京で開催することは、我が国が東日本大震災から僅か九年で再び力強く復興した姿と日本が安全であることを世界に示すことができる。また、物質文明の豊かさを享受している先進諸都市が抱える環境問題や経済停滞などの諸問題を解決し暮らしやすい、国際競争力のある都市の実現につながる。よって、東京招致をここに強く求める。以上、決議する。

内閣総理大臣ほか六件あて

介護保険制度の安定的な運営のために国庫負担の引き上げを求める意見書

厚生労働省は二〇一二年からの介護保険料について、六五歳以上の保険料が月平均五千円を超えるとの試算を出した。介護保険が「負担あつて介護なし」の状態にならないためにも、国庫負担を増額して保険料軽減、介護職員の処遇改善、サービスの拡充など切実な改善要望に応えることが必要であり、全国市長会などの地方からも、国庫負担割合の引き上げを求める声が上がっている。

よって町田市議会は国会及び政府に対して、介護保険制度の安定的な運営のために、介護保険の国庫負担の引き上げを強く求めるものである。

内閣総理大臣ほか五件あて

障害者総合福祉法の制定を求める意見書

二〇一一年八月、内閣府・障がい者制度改革推進会議総合福祉部会は、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」をまとめました。

町田市議会は、国がその責任において、障がいのある人とその家族の暮らしや社会参加を支えるとともに、町田市の障がい施策の拡充が図れるよう「骨格提言」にもとづき、新たな「障害者総合福祉法」を制定することを求めるものです。

以上、地方自治法第九九条の規定により、意見書を提出します。

内閣総理大臣ほか四件あて

消費税率の引き上げに反対する意見書

野田内閣は消費税率を二〇一〇年代半ばまで一〇％にするとして、「社会保障改革本部」で首相が消費税増税の時期や上幅、社会保障「改革」の具体案を年内にまとめるよう指示した。二％の増税では七・五兆円、三％では五兆円の国民負担増になり、日本経済低迷につながる。消費税率引き上げについては、消費者だけでなく、全国商工会連合会など国内の代表的団体も反対や懸念の意思表示をしている。「一体改革」の名で年金、介護、医療など社会保障の削減とセットによる消費税率引き上げは国民生活に多大な負担と痛みを押し付けるものであり、実施すべきではない。

内閣総理大臣ほか四件あて

国に対し「こころの健康基本法」制定を求める意見書

いま国民の「こころ」は深刻な状況にあり、毎年三万人以上が自殺により命をなくし、精神科を受診する人も増加傾向にある。厚生労働省は「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」報告を基に、「こころの健康政策構想会議」を設立した。平成二二年五月末に厚労大臣あてに提出された提言書では①精神医療改革②精神保健改革③家族支援を軸とする「こころの健康を守り推進する基本法(こころの健康基本法)」の制定を求めている。よって町田市議会は、国に対し、「こころの健康基本法」の制定を強く求めるものである。

内閣総理大臣ほか四件あて

医療費の大幅な負担増の中止を求める意見書

厚生省が社会保障「改革」案を発表した。内容は国費を抑えて、国民のサービス削減と負担増が盛り込まれている。特に医療分野では、受診時の定額負担の導入、七〇〜七四歳の窓口負担二倍化を始めとした負担増計画はただでさえ重い医療費負担を引き上げて、国民の医療離れをもたらすことになる。そのことは早期発見、早期治療によって国民の健康を守り、医療費抑制効果を上げている国民皆保険制度の役割をなし崩しにするものである。

よって町田市議会は社会保障改革における大幅な医療費の負担増と給付削減を行わないよう強く求めるものである。

内閣総理大臣ほか五件あて

後期高齢者医療保険料を値上げしないために財政支援を国及び東京都に求める意見書

後期高齢者医療保険料改定について東京都広域連合が検討しているが、七五歳以上の保険料が平均一六・一％の値上げになる。

現状でも、保険料が高くて医療費に回せず、通院を控えているなどの声が上がっている現状では、これ以上の負担増がくらしだけでなく命もおびやかすことにつながる。

保険料の値上げを抑えるためには財政安定化基金の更なる活用、調整交付金の増額など国や東京都の財政支出がぜひとも必要である。町田市議会は、国や都に強く財政的支援を求めるものである。

内閣総理大臣ほか六件あて

緊急質問

二月一二日の本会議で野津田陸上競技場改修に関する新聞報道について二名の緊急質問がなされました。

議員 記事で「競技場改修応札なし『予定価格低い』と辞退」とある。あくまでも二億円でやりくりするのか。

鷺北副市長 業者と随意契約の調整を行っていることが前提ですが、予定価格の二億三、五〇〇万円は本体工事として提示しているもので、予算としては二四億円強持っています。今ある野津田陸上競技場の予算、もし足りない場合は現予算の中で対応して、早急に業者を決めていきたい。

議員 予定価格に對しかなり開きがあったとのことだが、鷺北副市長 随意契約の交渉の中では五億円ぐらいの開きはあっていると思います。

一般会計補正予算(第4号)について

二月二二日に市長より追加議案として一般会計補正予算(第四号)が提案されました。野津田公園整備費について、東日本大震災からの復興に伴う工事需要が拡大し、鉄骨等の資材や労務費の高騰により、入札申込事業者の見積もりと予算に乖離が生じ仮契約に至らなかったため、執行年度の一部について変更、修正するものです。本会議での質疑後、総務、建設両常任委員会に付託され、両委員会では審査を行いました。両委員会はいずれも賛成多数で原案を可決すべきものとし、本会議において両委員長からの報告の後、一般会計補正予算(第四号)は採決され、賛成多数で原案のとおり可決されました。